

第1条(会員資格)

- (1) 小田急電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)(に対し、本規約を承認のうえ、当社が発行するOPポイント専用カード(以下「OPカード」といいます。))の入会を申し込まれ、当社が入会を認めた方を会員とします。
- (2) 入会にあたっては、当社所定のタブレット端末、入会申込書等に必要事項をすべて入力、記入等をしなければならないものとします。
- (3) 会員は、13歳以上の方に限ります。

第2条(OPカードの発行・貸与)

- (1) 当社は、当社が発行するOPカードを会員1名につき1枚貸与します。
- (2) 会員は、OPカードを貸与されたときにカード情報を確認のうえ、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- (3) OPカードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってOPカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、会員は、OPカードを会員以外に譲渡、貸与することや他人に利用させることはできません。

第3条(年会費・手数料)

- (1) OPカードの年会費は無料です。
- (2) 会員はカード発行手数料として、当社所定の金額を支払うものとします。

第4条(OPカードの再発行)

- (1) OPカードの紛失・盗難による再発行はできません。
- (2) OPカードの紛失・盗難が発生した場合、第三者に利用されたポイントおよびポイントの失効について当社は一切の責任を負いません。
- (3) OPカードの破損・磁気不良の場合、当該カードと引き換えにカードを再発行します。その場合、ポイント残数、利用累計金額に関する権利は引き続き有効とします。ただし、当社が審査のうえ適当と認めた場合を除き、再発行手数料として、当社所定の金額を支払うものとします。

第5条(OPカードの有効期限)

- (1) OPカードの有効期限は、最後に利用した日から起算して2年後の月末とします。
- (2) 有効期限経過後は、会員資格は自動的に喪失します。

第6条(OPカードの利用特典)

- (1) 「小田急ポイントサービス加盟店」(以下「加盟店」といいます。)(で、商品・権利の購入、サービスの提供を受ける際、会員には次のとおりポイントが付与されます。①会員はOPカードを提示することにより、ポイントが付与されます。②加盟店によりポイント付与率や対象商品・サービス、対象となる支払方法、付与日などの付与方法が異なります。③他のポイントを含む優待および割引制度を利用した場合、ポイント付与はされません。
- (2) 会員は以下のとおり加盟店でポイントを利用することができます。
 - ①加盟店におけるポイントの利用方法は、以下の通りで、加盟店により方法が異なります。ア.1ポイント単位で、ポイントを商品・権利、サービスの代金に直接充当する方法 イ.当社が指定する商品・サービス(ポイント還元商品)に引き換える方法 ウ.その他当社または加盟店の指定する方法②ポイントの利用方法にかかわらず、釣銭はお出しできません。③ポイントは現金との引き換えはできません。④ポイントの利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとします。

第7条(ポイントの積立期間・有効期限)

- (1) ポイントの積立期間は入会当日から翌年同月末日までを初年度とし、次年度以降については、初年度終了月末日の翌日から1年間を各年度として、この各年度をポイント積立期間とします。ポイントの積立は年度毎に終了し、年度を越えるポイントの持ち越しはできません。
- (2) ポイントの有効期限は、積立期間終了後3ヶ月間とします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、第8条の処理により、ポイントがマイナスになった場合のポイントは次年度に持ち越されるものとします。

第8条(返品・取消時の処理)

- (1) 加盟店において購入した商品・権利および提供されたサービスを、会員の都合その他の事由で返品・取消した場合、レシートとともにOPカードを提示し、当該付与ポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。なお、ポイントがマイナスになった場合には、当社が認めた場合を除き、マイナスポイント数に相当する現金を請求します。
- (2) 商品・権利の購入およびサービスを受けた際に、ポイントの利用があった場合には、ポイント加盟店による同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。

第9条(個人情報の取り扱い)

- (1) 会員は、当社が①に定める会員の個人情報に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、②の目的のために利用することを予め同意するものとします。
 - ①会員の住所・氏名・生年月日・電話番号等入会申込時および第11条に基づき届け出た事項ならびにOPカードの利用内容
 - ②利用目的 ア.カードの機能、付帯サービス等の提供 イ.当社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査 なお、当社の事業の具体的な内容については、当社ホームページにてご案内しております。当社ホームページ(URL) <http://www.odakyu.jp/> ウ.当社の事業における宣伝物の送付等の営業案内 エ.加盟店からの宣伝物の送付等の営業案内 ただし、会員が第1項第2号イに定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および、ウ.に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。
- (2) 会員は、当社に対して、本人に関する個人情報を開示するよう請求できます。
- (3) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (4) 当社は、会員が本条に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。なお、第1項第2号イに定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および、ウ.に定める営業案内について中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は本規約末尾に記載のお問い合わせ先へ連絡するものとします。)

第10条(業務委託)

- (1) 会員は、当社が当社の指定する委託先(以下「指定委託先」といいます。)(に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
 - ①申込書の受付および申し込みの記載内容の確認
 - ②OPカードの交付にかかわる業務
 - ③OPカード入会および利用に関する問い合わせの取り扱いにかかわる業務
 - ④OPカードの紛失・盗難連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務
 - ⑤ポイントの加算・利用にかかわる業務
 - ⑥OPカードの情報処理・電算機処理に附随する業務
 - ⑦その他OPカードにかかわる業務のうち当社が指定したものと
- (2) 会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
- (3) 会員は、指定委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第11条(届出事項の変更)

会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になった場合、遅滞なく当社に届け出るものとします。届出事項変更の連絡がない場合はOPカードの利用を停止することがあります。

第12条(退会)

会員は、随時退会できるものとします。なお、退会に際しては、当社に所定の退会届を提出することとします。

第13条(会員資格の喪失)

- (1) 会員が退会した場合、第4条第1項の定めに従った場合、または本規約に違反した場合は、ポイントの残数・利用累計金額に関する権利および会員資格を喪失するものとします。
- (2) 会員資格を喪失した場合、第4条第1項の定めに従った場合を除き、当社に対し直ちにOPカードを返却することとします。

第14条(規約の変更等)

会員は、当社が本規約または特約を含むサービスの内容を予告なく変更、改定または廃止することがあることを予め承諾するものとします。

なお、会員は本規約の変更があった場合、改定後の規約に従うことを予め承諾するものとします。

(お問い合わせ先)

本規約および会員の登録情報についてのお問い合わせやお申し出、ご相談は当社までご連絡ください。

小田急電鉄株式会社 〒160-8309 東京都新宿区西新宿1丁目8番3号

小田急カード専用デスク(9:00～21:00 年末年始を除き年中無休) ☎0422-72-0030

1. 会員は、後に掲げる小田急グループ各社（以下「小田急グループ」といいます。）が、第2項に掲げる目的のために、以下の情報を共有することを予め承諾するものとします。

＜共有する情報＞

- ①会員番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、当社に当社所定の入会申込書等により届け出ている会員の情報
- ②会員のOPカードの利用内容および小田急グループとの取引内容をポイントサービス等の優遇サービスに対応させポイント化した情報および小田急グループからの提案内容

2. 前項により当社および小田急グループで共有された情報は、以下の目的で利用されるものとします。

＜目的＞

- ①小田急グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施
 - ②小田急グループが取り扱う商品・サービスに関する情報の会員へのご案内、アフターサービスの提供
 - ③小田急グループが所有する不動産のテナント各店が取り扱う商品・サービスに関する情報の会員へのご案内、アフターサービスの提供
 - ④小田急グループが取り扱う商品・サービスに関する新商品・新機能・新サービス等の開発および市場調査等のアンケートへの使用
 - ⑤小田急グループから会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認
 - ⑥小田急グループにおける会員からのお問い合わせに対する対応
- ※なお、小田急グループからの商品、サービス情報のご案内および市場調査等のアンケートへの使用については、会員の申し出により、いつでも開始または停止することができます。開始または停止に関するご相談は、会員規約末尾に記載の当社お問い合わせ先へご連絡ください。

3. 小田急グループは、本特約第1項により共有する会員の情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、前項に掲げる目的以外には使用しないものとします。

4. 会員は、業務委託に関し、以下の各号について予め異議なく承諾するものとします。

- (1) 小田急グループが、小田急グループの指定する委託先（以下「指定委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託すること
 ＜委託業務＞小田急グループから会員へのダイレクトメール送付業務
 OPカードの情報処理・電算機処理業務およびこれらに付随する業務
- (2) 小田急グループが、前号の委託業務の範囲を追加・変更することがあること
- (3) 指定委託先が第1号の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を小田急グループが指定委託先に提供すること

5. 本特約に定めのない事項および変更に関しては会員規約の規定に準ずるものとします。

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、(株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、(株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)、(株)湘南相中、(株)海老名相中、(株)厚木相中、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレザント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄UDS(株)、営都思建築咨询(北京)有限公司、営都思酒店管理(北京)有限公司、韓国UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア(カンボジア)、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急ブラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ